

第14回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年8月27日(水)午後2時30分～午後3時10分

2 開催場所 有家コレジヨホール 2階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

1番	相良栄一郎	2番	馬場正国	3番	中川繁憲	4番	楠田耕三
5番	寺田俊秀	6番	宮崎陽一	7番	神崎好史	8番	植木健太郎
9番	石橋浩昭	10番	山崎伸吾	11番	寺田健蔵	12番	山下勝也
13番	濱本康弘	14番	浅田修弘	15番	内田一郎	16番	伊崎美代子
17番	水田 勇						
	会長		太田香代子				

(農地利用最適化推進委員)

19番	増田孝徳	20番	入江泰子	21番	中野裕二	23番	松尾和昭
25番	田中芳邦	26番	吉岡長久	27番	林田浩也	28番	本多正敬
29番	岡田裕弥	30番	原田久也	31番	本多晋介	32番	三宅東英
33番	飛永敏博	35番	中山秀樹	36番	田中八郎	37番	田中昭博
38番	荒木健一	39番	山本敏晴	40番	宮崎 努	41番	本田勝彦
43番	金井圭司	44番	石橋正浩	46番	本多信之介	47番	木下勝徳
48番	太田保則						

4 欠席委員
(農業委員)

18番 金子初夫

(農地利用最適化推進委員)

22番	末吉秀明	24番	山口俊一	34番	本多 力	42番	柴内成世
45番	兼俵朝樹						

5 議事録署名委員 9番 石橋浩昭 10番 山崎伸吾

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 円口智仁 菅 三郎

[日 程]

議案第55号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第56号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第57号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第58号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について
議案第59号	南島原市地域計画変更に係る意見について

議案第60号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について

- その他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・使用貸借を解約した旨の通知について
 - ・農地転用許可不要案件届出について
 - ・非農地証明書交付順について

事務局（〇〇） 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから第14回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、18番金子委員、22番末吉委員、24番山口委員、34番本多委員の農業委員1名、推進委員3名の方から欠席の届出があっております。まだ出席されていない委員もおられるようございますが、出席農業委員数は18名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いたします。

議長 皆様、改めましてこんにちは。

本日は、第14回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、大変お忙しい中、出席いただき誠にありがとうございます。

8月は、例年のない局地的大雨により日本各地で被害が発生しており、14都道府県で人的被害33名、住宅被害5,444棟、農業被害では24府県で約3,800か所以上の被害報告が出されております。8月10日から11日にかけて発生した大雨では、本県を含む広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生いたしました。被害に遭われた皆様に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

そのような中、委員の皆様におかれましては、厳しい暑さの中、農地パトロールに取り組んでいただき、大変お疲れさまでございます。本年度から非農地判断の徹底を行ってまいりますので、期限までの提出をよろしくお願いたします。

本日は、ご案内のとおり、総会終了後、農業者年金加入推進大会を関係する皆様にご参加いただき、開催することにいたしております。長時間にわたりますが、最後までよろしくお願いたします。

ただいま事務局長から、農業委員数19名中、出席委員は現在18名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に9番石橋委員、10番山崎委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

売買は3件、4,563平米、贈与が1件、1万286平米です。

議案説明をいたします。

(議案第55号 番号1～4を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合についてですが、全て許可基準を満たしているものと思われま

以上でございます。

議長 事務局、補足説明。

事務局(〇〇) 今、説明がございましたけれども、〇〇番の〇〇さん、新規就農者ということで、今回、営農計画書のほうを添付するのを忘れております。しっかりと営農計画書のほうも審査をして、今回の議案に諮っておりますので、そこはよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても、現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

1番、2番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議ありません」との声)

議長 次に、3番の案件は西有家の案件ですが、西有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 最後に、4番の案件は北有馬の案件ですが、北有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議ありません」との声)

議長 意見等ないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について**を議題といたします。
番号1について事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

番号1、有家町の〇〇さん、有家町〇〇番〇、地目、田、地積が124平米です。転用の目的は駐車場になります。当該農地を駐車場として利用したいということでございます。

本案件の農地区分につきましては、おおむね300m以内に市役所〇〇庁舎がありますので、第3種農地と思われま

露天駐車場124平米となっております。自家用車の駐車スペースとして3台分を確保いたします。現状のまま整地を行い、周囲には既存のコンクリートブロックとコンクリート壁があり、碎石舗装をして、土砂の流出の心配はありません。

雨水につきましては、基本自然流下となりますが、大雨時等につきましては、進入口に向けてやや傾斜させておりますので、最終的にはすぐ横の道路側溝側に放流いたします。なお、放流先につきましては、市管理課との協議済みとなっております。汚水、雑排水につきましては、発生いたしません。

資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

平成7年8月25日午前10時15分ぐらいから、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局2名、計5名で見てまいりました。

場所は、元の〇〇駅からさらに下って〇〇、〇〇屋さんのほうに1本、〇〇さんの手前をちょっと、200mぐらいですかね、ちょっと上ったところにあります。

先ほど見ていただいたように、ちょっと傾斜していますし、今手前の車が止まっているところ、赤線のところにちょっと溝を切って、その道路側溝のほうに流すということになったので、水の問題はなかったと思います。ほかのところも問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほどの〇〇委員からの報告どおり、排水は下流に行くので問題ないと思います。すみません、ご審議のほどよろしく願います。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

それでは、**議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。
番号1について事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、**議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について**説明いたします。

4ページをお願いいたします。

番号1、西彼杵郡長与町の〇〇さんから長崎市の株式会社〇〇さんへ、布津町〇〇番〇、地目、田、地積が961平米となっております。転用の目的は駐車場です。申請地を譲り受けてリース車両等の駐車場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可後直ちに、期間は永代年間となっております。

なお、備考欄にありますとおり、一体利用地、〇〇番〇〇、こちら公衆用道路となっておりますが、59平米となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われま。

予定駐車場961平米となっておりまして、事業用軽トラック20台、事業用4tトラック9台、従業員用の車、こちらが5台の計34台分を確保いたします。

最大0.2m切土して、中央部分に傾斜させて整地いたします。アスファルト舗装をすることによってでございます。周囲には、既存のフェンスとU字溝があり、アスファルト舗装をするので土砂の流出の心配はありません。

雨水につきましては、中央部分の通路を低くして水が流れるようにいたします。また、新設の暗渠を経由して水路のほうへ放流になっております。なお、放流につきましては、市管理課との協議済みとなっております。汚水、雑排水につきましては発生いたしません。

資金につきましては、自己資金により賄われます。

なお、国道からの入り口、公衆用道路部分につきましては、持分2分の1の所有者、1人は譲渡し人の〇〇さんになっておりますが、もう一人の方の所有者がいらっしゃると思いますが、そちらの方にも、利用については同意済みの合意書を頂いております。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

8月25日午前9時35分頃から、有家の〇〇委員、布津の〇〇推進委員、事務局2名の計5名で現地を見てまいりました。

場所は、布津の国道251号線にある〇〇という〇〇がありますけれども、そこから約200mぐらい〇〇方面に行ったところに、〇〇整備工場がありますが、そのちょうど裏側になります。事務局から説明があったように、西側に関しては下側が〇〇施設であり、東側及び南側は宅地、西側は道路と水路でありますので、日照には問題ないと思われま。

あとは、水利に関しては、事務局説明があったように、中央を少し下げて雨水がたまるようにし、西側にある水路に放流するというので、問題ないだろうと見てまいりました。

この申請地は、ずっと以前はタバコが作ってあったんですけれども、ここ何年かは遊休農地になって、草が生えていたりというような状態でした。

以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほどの〇〇委員さんからの見解と同じく、何ら問題ないかと思われま。ご審議のほうよろしくお願ひします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めま。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第58号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について**を議題といたします。

事務局に説明を求めま。

事務局(〇〇) 議案第58号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について説明をさせていただきます。

5ページから10ページをお願いいたします。

今月の案件ですけれども、新規が、賃貸借権が29件、6万6,493平米、使用貸借権15件、4万2,186平米、再設定は、使用貸借権のみで2件、1万1,031平米です。このほか、番号47は、農地中間管理機構保有分に係る受け手への利用権設定で、新規1件、230平米であり、合計47件、11万9,940平米です。

なお、個別の案件については朗読を割愛させていただきます。

以上の案件につきまして、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること、または、農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含

まれている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること及び地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していること、以上のア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていることのいずれかを満たしております。地域計画の達成に資することが認められると思われま。

以上でございます。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところではございますが、8ページ、番号37は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ございませんか。
(「なし」との声)

議 長 次に、番号37について審議いたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議 長 番号37について、ご意見、ご質問等ございませんか。
(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、要請を行うことでよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、要請を行うことといたします。
〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議 長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社への賃借の要請をしてよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、賃貸借の要請を行います。

次に、**議案第59号 南島原市地域計画変更に係る意見について**を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第59号 南島原市地域計画変更に係る意見について説明いたします。
11ページをお願いいたします。

昨年度に策定されました南島原市地域計画につきましては、市内で25地域あり、農業経営基盤強化促進法第19条第5項の規定による地域計画の変更が必要になった場合、同法第19条第6項の規定により、農業委員会等の意見を聴取することとなっております。こちらにつきましては、地域計画の目標年時の担い手の農業経営に支障がないかを審査していただきます。

今回は、2地区地域において、地域計画の変更について農業委員会の意見を求められております。

それでは、読み上げます。

番号1、地区地域名につきましては有家地区、変更の理由が除外となっております。有家町〇〇番〇、地目が畑で、面積が154平米となっております。こちらは、転用の目的が農家住宅となっております。

転用の目的のため、地域計画区域から除外で154平米が減少いたします。よって、農用地等面積の変更が生じますということでございます。

番号2、島原深江地区、除外が深江町〇〇、地目、畑、面積が714平米、こちらは駐車場用

地となっております。用途変更につきましては、深江町〇〇番〇、こちらの地目、畑、面積が10平米となっております。こちら農業用施設ということでございます。

転用の目的でありますので、地域計画から除外で714平米がまず減少いたします。あと、用途変更分につきましては、農業用施設への用途変更ということで10平米、よって、農用地等の面積と用途の変更が生じる変更となっております。

以上、番号1、番号2の案件につきましては、農地法上支障がないので、地域計画の変更は適当であると思われま

す。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございませんか。

特に有家の委員さん、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「ございません」との声)

議長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、原案のとおり適当と認めるとして決定いたします。

次に、**議案第60号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について**を議題といたします。

番号1から番号5までを事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第60号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について説明いたします。

12ページをお願いいたします。

今回につきましては、編入が2件、除外が3件となっております。

番号1から説明いたします。

番号1、西有家町の〇〇さんの申出になります。西有家町〇〇番〇ほか1筆、どちらも地目、田、面積合計が900平米になります。こちらが編入となっております。申出の原因につきましては、中山間地域等直接支払い制度を活用し、周辺地域と一体的管理による地域保全を行うということでございます。

2番、西有家町の〇〇さん、西有家町〇〇は、地目が田、面積が869平米、こちらも編入です。同じく中山間地域等直接支払い制度を活用し、周辺地域との一体的管理による地域保全を行うということでございます。

なお、1番につきましては、西有家町旧〇〇小学校より900mほど南のところに位置しております。2番につきましては、西有家町旧〇〇小学校より750mほどの南南東のところに位置しております。

いずれも農地として適正に管理することが見込まれ、適当であると思われま

す。

続きまして、次の13ページをお願いいたします。

番号3、深江町、〇〇さん、深江町〇〇番、地目、畑、714平米であります。こちら、除外となっております。隣接する〇〇の〇〇用の駐車場にしたいということでございます。

深江町丁の国道251号線沿いの〇〇、〇〇の北側に隣接し、島原深江土地改良区内に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と思われま

すが、その特例として、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限られますが、既存施設の拡張に該当すると思われま

番号4、有家町の〇〇さん、有家町〇〇番〇、地目が畑、面積が154平米、こちら、除外となっております。隣接宅地と一体利用して、宅地を兼用しているということでございます。

有家町〇〇の広域農道沿いの〇〇から520mほど北のところにある場所になります。おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と思われませんが、その特例として、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われま

す。次、14ページをお願いいたします。

5番、南有馬町の〇〇さん、南有馬町〇〇番〇、地目、畑、面積が13平米です。こちらも除外となっております。隣接する〇〇施設の駐車場にしたいということでございます。

南有馬町〇〇の国道251号線沿いの〇〇病院から300mほど西のところにある場所になります。市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われま

す。以上、1番と2番の案件につきましては、農地として適正に管理することが見込まれ適切であると思われま

す。以上でございます。

議長 番号1及び番号2についてご意見、ご質問等ございませんか。

特に西有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 次に、番号3について、ご意見、ご質問等ございませんか。

深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 次に、番号4について、ご意見、ご質問等ございませんか。

有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「ございません」との声)

議長 県の追認相当の判断を受けた上で、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 最後に、番号5についてご意見、ご質問等ございませんか。

南有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

15ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

16ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

17ページ、**農地転用許可不要案件**について、農地法施行規則第29条の規定による届出が出ております。

番号1を事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、農地転用許可不要案件届出について、17ページをお願いいたします。

番号1、深江町、〇〇さん、深江町〇〇番〇、地目、畑、現況、宅地です。地積が10平米となっております。転用の目的につきましては、農業用施設の同一敷地となっております。申請地を隣接の農業用施設と同一敷地として利用しているということでございます。

なお、備考欄にもありますとおり、令和7年8月13日付で農地のほうの用途変更手続は完了しております。

この案件の農地区分につきましては、農業振興地域内の農用地に該当いたします。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続は既に完了しており、申請地は、転用面積が10平米で、農地法施行規則第29条の届出の基準、自作地かつ200平米以内の農業用施設への転用であるため、届出がなされております。届出地は、全て農業用施設の同一敷地となっております。既にコンクリート舗装がしてあり、隣接の農業用施設と一体的に利用されております。

当該地につきましては、島原深江土地改良区の換地処分によって生じた農地で、道路と宅地の間に換地されております。

前所有者も農業用施設用地として利用されていたこともあり、届出者が取得した後につきましても、同じく農業用施設であると思込み、ここに農地があると思っていなかったためであり、今回、このような事態にならないように今後注意いたしますということで、始末書の提出がっております。

なお、島原深江土地改良区からも、転用内容について支障がない旨の意見書を頂いております。

雨水につきましては、自然流下です。汚水、雑排水については発生いたしません。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

8月25日午前9時5分頃から、有家の〇〇委員、深江の〇〇推進委員、事務局2名の計5名で現地を見てまいりました。

場所は、深江の国道251号沿いにある〇〇保育園から西方向へ約150mほど行ったところになります。

先ほど事務局から説明があったとおり、土地改良整備事業の折りに10平米ほど張りつけたものであり、前の所有者が確認をしないで宅地として今まで利用してきたということでした。今の所有者の方は、そういうことを全然知らずに今回の届出となったものと思われまます。

また、日照、水関係に関しては、周りに対する悪影響はないと思われまます。

以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

ただいま、〇〇委員の説明のとおりで問題ないと思います。
以上です。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。
(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理いたします。

次に、**非農地証明交付願**についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、非農地証明書交付願について説明いたします。
18ページをお願いいたします。

番号1、願出人、西有家町の〇〇さん、代位者といたしまして西有家町の〇〇さん、土地につきましては、西有家町〇〇番ほか3筆、地目は畑と田とあります。現況につきましては山林です。面積、4筆合計が3,301平米となっております。転用の目的は山林です。平成25年月日不詳から耕作しなくなり、山林化しております。

なお、この願出人の欄に代位者があることについて説明いたします。

登記記録上の地目が農地であるとき、所有者移転登記手続きすべきことを命ずる確定判決の主文において、当該確定判決に基づく所有者移転の登記の申請前に地目変更する必要がある場合、当該判決書を代位原因証明情報として代位者を設定し、所有者登記名義人に代わって地目変更の登記をし、自己への所有権移転の登記を単独で申請することになるということでございます。

今回の案件につきましては、去る令和7年7月16日に裁判における和解成立がなされており、和解文書の和解条項の中で代位者の〇〇さんが地目変更及び所有権移転の登記申請をすることが記載してありますので、申し添えます。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところではありますが、この案件は出席委員が関係する案件であり、本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

場所は、〇〇公園の道下というか、下のほうになります。山の中の奥ですけれども、平成7年8月25日、午前10時45分ぐらいから、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局2名、計5名で見てまいりました。

現地に下りる道の、ちょっとを申請の方が切っていただいたので通れましたけれども、周りもかなりもうヒノキが生えていて、実際下まで下ったときにイノシシもいて、大変な状況でしたけれども、かなりの山になっていたのも、現状、復帰はかなり厳しいと見てまいりました。ご審議のほうをよろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。
〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど〇〇委員が言われたとおり、お昼前にもかかわらず、イノシシの通るような所だったので、何の問題もないと思われまして。ご審議のほうをよろしく申し上げます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議 長 以上をもちまして議事を終了いたします。